



事務連絡  
平成20年10月2日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（医療福祉担当）

アフターケア規程集の一部変更について

標記の規程集に記載されているせき髄損傷に係るアフターケア実施要綱に係る「自宅等で使用するための『収（蓄）尿袋』」に係る質疑（P8）について、従前のAの回答部分を削除し、下記のとおり改めたので、了知願います。

記

「尿路処置として、医師が必要と認めた場合は、自宅等で使用するための留置カテーテルに接続する収（蓄）尿袋（採尿バック、導尿バック）を支給できる。」